3T-MRI設備利用申請書・許可書

2024年　　月　　日

東北大学加齢医学研究所 脳MRIセンター長　殿

東北大学加齢医学研究所脳MRIセンターの3T-MR設備の利用について許可願います。

なお、利用に際しては、3T-MRI装置利用ガイドラインを遵守します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可No | 2 | 4 |  |  |  |  |  | - |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 所属分野等の名称 |  |
| 利用責任者 |  | 職名 |  |
| 連絡先 | E-mail:　　　 　　　　　　内線:  |
| 利用期間（単年度） | 2024年4月1日　～　2025年3月31日 |
| 利用責任者以外の利用者 | 所属教育研究組織（機関）及び職名 | 氏　名（日本語表記および英語表記） | 連絡先（電話・E-mail等） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 利用者/利用責任者のうち　脳MRIセンター運営委員会/3T-MRI設備管理委員会委員(長)の氏名 |  |

上記の通り、申請を許可する。

　2024年　　月　　日

東北大学加齢医学研究所 脳MRIセンター長

利用料について（資料を参照しながら該当する□にチェック）

□①第2条第一号から第四号のうち、民間企業との共同研究による利用（45,000円/時間）

□②第2条第一号から第四号のうち、①を除く利用（30,000円/時間）

□③第2条第五号による利用（120,000円/時間）

財源について学内財源か学外財源のどちらかにご記入ください。

財源が複数の場合、財源ごとに利用申請書・許可書を作成してください

|  |
| --- |
| （学内財源）予算情報　※予算照会システム等で確認して、ご記入ください。 |
| ①財源 |  | 大学運営資金、ﾐｯｼｮﾝ実現加速化経費、間接経費は②③⑥⑦を記入外部資金(科研費、寄附金、受託・共同研究等)は④⑤⑥⑦を記入 |
| ②目的科目コード |  | ③目的科目名称 |  |
| ④プロジェクトコード |  | ⑤プロジェクト名称 |  |
| ⑥所管コード |  | ⑦所管名称 |  |
| ※科研費の学内分担者の場合、代表者の氏名と所属を記入 | 氏名：　　　　　　　　所属： |

|  |
| --- |
| （学外財源）請求先情報 |
| 請求書宛名の住所・相手先名称 | 住所：〒請求書宛名： |
| 請求書の送付先（利用者または事務担当部署） | 住所：〒宛先： |
| 担当者名：電話番号：E-mailアドレス： |

※「東北大学若手研究者に関わる共用設備利用支援制度」のご案内について

* 本学所属の若手研究者は、当該[支援制度](%E2%98%85%E5%86%85%E8%A6%8F%E7%AD%89/%E2%97%87%E5%8A%A0%E9%BD%A2%E7%A0%94%E3%81%AE%E8%8B%A5%E6%89%8B%E7%A0%94%E7%A9%B6%E8%80%85%E6%94%AF%E6%8F%B4%E5%88%B6%E5%BA%A6%EF%BC%88%E7%94%B3%E8%AB%8B%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF%EF%BC%89.pdf)をご利用になれます。当人が実験責任者である必要がある点に留意してください。
* 本制度の適用を希望される方は[課題申請フォーム](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSd80WEUqo-aUVwxPTT3iDhgtyeeOTalTvwaKFOJPmm1kjJ-BA/viewform)の備考欄にその旨を記載するとともに、課題採択後に該当する申請書に必要事項を記載し、脳MRIセンター事務局まで提出してください。

※当該利用申請・許可書は、財源が切り替わる時に、更新する必要があります（財源ごとに新たな許可Noを付与します）。

資料　かならず**申請時にページごと削除する**

利用料判断フロー



\*脳MRIセンター運営委員会/3T-MRI設備管理委員会の名簿については東北大学加齢医学研究所脳MRIセンターウェブサイト(<https://web.tohoku.ac.jp/idac-mri/member.html>)、または利用ガイドラインを参照のこと。

内規第2条および第3条抜粋

第2条 　3T-MRI設備を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 一　加齢医学研究所（以下「本研究所」という。）の職員及び学生
 二　東北大学（以下「本学」という。）（本研究所を除く。）の職員及び学生
 三　本研究所所長（以下「所長」という。）から共同利用・共同研究の承認を受けた者

 四　本研究所の職員と研究上の協力関係を有する他の大学、研究機関等の研究者のうち、本研究所の職員から紹介のあった者

五　前各号に掲げる者のほか、東北大学加齢医学研究所脳MRIセンター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

（利用体制）

第3条　前条各号に掲げる者は、本研究所脳MRIセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）または運営委員会に置く3T-MRI設備管理委員会（以下「管理委員会」という。）の委員を１名以上含む利用体制を構成し、次条の利用申請をしなければならない。